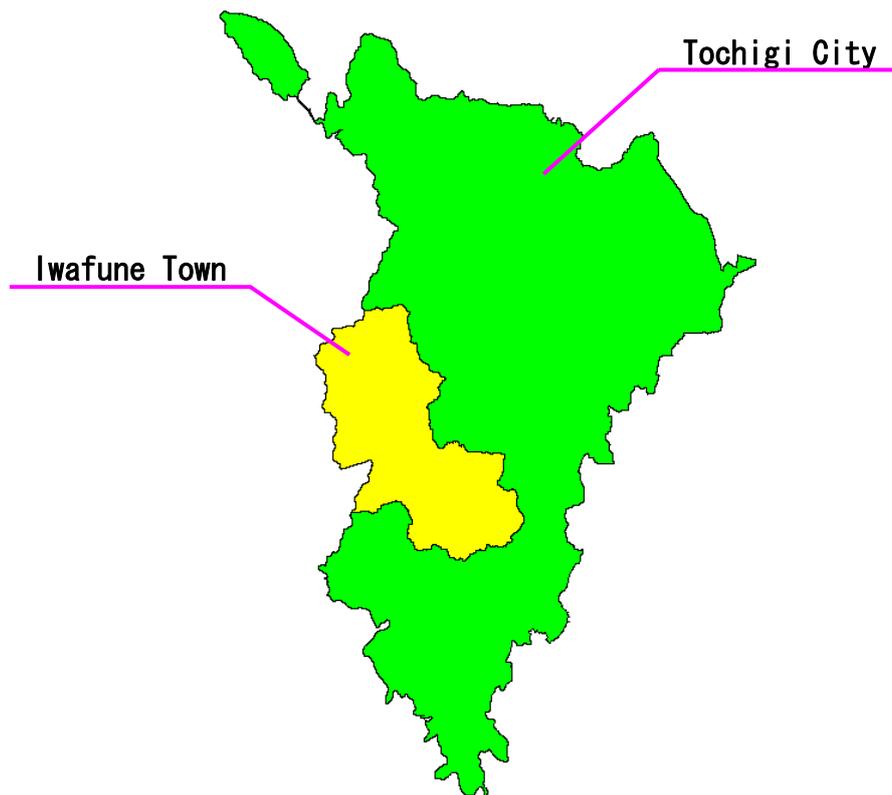


第1回

栃木市・岩舟町

合併協議会

会議資料



日時：平成23年5月13日（金）午前10時

会場：栃木市栃木保健福祉センター2階大会議室

目 次

(1) 報告事項

- 報告第 1号 栃木市・岩舟町合併協議会設立までの経過について・・・P 1
- 報告第 2号 栃木市・岩舟町合併協議会規約について・・・P 3
- 報告第 3号 栃木市・岩舟町合併協議会の諸規程について・・・P 8
- 報告第 4号 栃木市・岩舟町合併協議会委員の身分等の取扱いに関する協議について・・・P 26

(2) 審議事項

- 議案第 1号 栃木市・岩舟町合併協議会会議運営規程について・・・P 29
- 議案第 2号 栃木市・岩舟町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について・・・P 39
- 議案第 3号 平成23年度栃木市・岩舟町合併協議会事業計画について
・・・P 42
- 議案第 4号 平成23年度栃木市・岩舟町合併協議会予算について
・・・P 44

(3) 協議事項

- 協議第 1号 合併協定項目及び合併協定項目の調整方針について・・・P 46

報告第1号

栃木市・岩舟町合併協議会設立までの経過について

栃木市・岩舟町合併協議会設立までの経過について、別紙のとおり報告する。

平成23年5月13日

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

栃木市・岩舟町合併協議会設立の経過

年	月 日	内 容
平成 22 年	3月29日	栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町を廃し、栃木市が発足
	6月 9日	岩舟町において、栃木市を合併対象とする合併協議会設置の住民直接請求（有効署名の総数4,542人）
	9月 3日	栃木市議会において、合併協議会設置議案を可決
	9月24日	岩舟町議会において、合併協議会設置議案を否決
	12月17日	岩舟町において、栃木市を合併対象とする合併協議会設置の賛否を問う住民投票実施を求める住民直接請求（有効署名の総数5,155人）
平成 23 年	1月23日	岩舟町において、栃木市を合併対象とする合併協議会設置の賛否を問う住民投票を実施（賛成5,963票、反対4,843票）
	3月 1日	合併協議会設置準備会を設置
	3月18日	第1回合併協議会設置準備会を開催
	3月29日	第2回合併協議会設置準備会を開催
	4月 8日	<ul style="list-style-type: none"> ・両市町が合併協議会設置協議書に調印 ・両市町が合併協議会設置を告示 ・合併協議会設置
	4月15日	県知事に合併協議会設置を届出
	5月13日	第1回合併協議会を開催

報告第2号

栃木市・岩舟町合併協議会規約について

栃木市・岩舟町合併協議会規約を別紙のとおり定めたので報告する。

平成23年5月13日

栃木市・岩舟町合併協議会
会長 鈴木俊美

栃木市・岩舟町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 栃木市及び岩舟町（以下「両市町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、栃木市・岩舟町合併協議会と称する。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 両市町の合併に関する協議
- (2) 法第6条の規定に基づく合併市町村基本計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、両市町の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、会長の属する市町に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、両市町の長が協議し、両市町の長のうちから、これらを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 両市町の副市町長
- (2) 両市町の議会の議長及び副議長
- (3) 両市町の議会の議長が指名する議員
- (4) 両市町の教育委員会の教育長
- (5) 両市町の長が協議して定めた学識経験を有する者

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の議事その他会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

4 会長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(小委員会)

第11条 担任する事務の一部について、調査し、又は審議するため、協議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第12条 協議会に提案する事項について、協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(職員)

第14条 協議会の事務に従事する職員は、両市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

(経費)

第15条 協議会に要する経費は、両市町が協議して負担する。

(監査)

第16条 協議会の出納の監査は、両市町の監査委員のうちから、両市町の長が協議して定める。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第18条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が会議に諮り別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。

報告第3号

栃木市・岩舟町合併協議会の諸規程について

栃木市・岩舟町合併協議会の諸規程（下記規程）について、別紙のとおり定めたので報告する。

平成23年5月13日

栃木市・岩舟町合併協議会
会長 鈴木俊美

1. 栃木市・岩舟町合併協議会幹事会規程
2. 栃木市・岩舟町合併協議会事務局規程
3. 栃木市・岩舟町合併協議会財務規程
4. 栃木市・岩舟町合併協議会専門部会規程
5. 栃木市・岩舟町合併協議会分科会規程

栃木市・岩舟町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、栃木市・岩舟町合併協議会規約（以下「規約」という。）

第12条第2項の規定に基づき、栃木市・岩舟町合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、栃木市・岩舟町合併協議会（以下「協議会」という。）

の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会に提案する必要な事項について、協議し、又は調整するものとする。

2 前項に定めるもののほか、栃木市及び岩舟町の合併に関し、会長が必要と認める事項について、協議し、又は調整するものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる職にある者（以下「幹事」という。）をもって組織する。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により定める。

3 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

4 幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、副幹事長が幹事長の職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

2 会議の議長は、幹事長がこれに当たる。

(専門部会)

第6条 幹事会は、その所掌事務を補助させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係職員等の出席)

第7条 幹事長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(報告)

第8条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、協議会事務局が行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年5月6日から施行する。

別表(第3条関係)

市 町 名	職 名
栃 木 市	副市長
	総合政策部長
	総務部長
岩 舟 町	副町長
	企画課長
	総務課長

栃木市・岩舟町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、栃木市・岩舟町合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、栃木市・岩舟町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の事務局（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報及び広聴に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関すること。

(組織)

第3条 前条の事務を分掌させるため、事務局に次の担当を置く。

- (1) 総務計画班
- (2) 事務調整班

2 前項各号に規定する担当の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(事務局の職員)

第4条 事務局に事務局長、チームリーダーその他必要な職員を置く。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 チームリーダーは、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 分掌する事務の統括管理
- (2) 班に属する職員の指揮監督
- (3) 事務局長の職務の補佐

3 その他の職員は、上司の指揮監督を受け、事務局の事務に従事する。

(職務権限)

第6条 協議会の運営における各職位の職務、事案の処理権限等に関しては、
栃木市事務決裁規程（平成22年栃木市訓令第2号）の規定を準用する。

この場合において、「市長」及び「副市長」とあるのは「会長」と、「部長」及び「課長」とあるのは「事務局長」と読み替える。

2 前項の規定にかかわらず、事務局長は、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 栃木市及び岩舟町との連絡調整に関すること。
- (2) 事務局の事務の取扱方針に関すること。
- (3) 各種資料等の作成に関すること。
- (4) 実務的な調査及び回答に関すること。
- (5) 物品の購入その他契約の締結及び現金の出納に関すること。
- (6) 職員の休暇、時間外勤務命令及び旅行命令に関すること。
- (7) その他軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第7条 事案を処理する場合の起案は、栃木市の文書の取扱いの例によるものとする。

2 文書の整理、保管及び編さんについては、ファイリングシステムにより取扱うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、事務局における文書の收受、発送、処理、

保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、栃木市の文書の取扱いの例によるものとする。

(情報公開の取扱い)

第8条 事務局が保有する公文書の公開については、栃木市の情報公開の例によるものとする。

(公印の取扱い)

第9条 協議会の公印の名称、寸法、書体、ひな型、使用区分、管理者及び個数は、別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の取扱い等については、栃木市の公印の取扱いの例によるものとする。

(職員の服務等)

第10条 事務局職員の服務及び勤務条件については、栃木市の一般職の職員の例によるものとする。

(職員の給与等)

第11条 事務局職員の給与、手当等については、それぞれの職員が属する市町の負担とする。

2 事務局職員の旅費については、協議会の負担とし、その支給方法等は、栃木市の一般職の職員の例によるものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年5月6日から施行する。

別表第1（第3条関係）

担当名	分掌事務
総務計画班	1 協議会の庶務及び会計に関すること。 2 協議会予算に関すること。 3 合併の諸手続きに関すること。 4 協議会及び幹事会の会議に関すること。 5 合併資料の編さんに関すること。 6 報酬等の支給に関すること。 7 広報事業に関すること。 8 国・県との連絡調整に関すること。 9 合併市町村基本計画に関すること。 10 財政計画に関すること。 11 住民説明会に関すること。 12 その他他の班に属さないこと。
事務調整班	1 合併協定項目の調整に関すること。 2 その他各種事務事業の調整に関すること。 3 専門部会及び分科会の会議に関すること。

別表第2（第9条関係）

名 称	栃木市・岩舟町合併協議会会長の印
寸 法 (ミリメートル)	方24
書 体	てん書
ひ な 型	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 会 町 栃 会 合 木 長 併 市 之 協 市 印 議 岩 舟 </div>
使 用 区 分	一般文書用
管 理 者	栃木市・岩舟町合併協議会事務局長
個 数	1個

栃木市・岩舟町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、栃木市・岩舟町合併協議会規約（以下「規約」という。）

第17条の規定に基づき、栃木市・岩舟町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、栃木市及び岩舟町（以下「両市町」という。）の負担金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算に係る予算書の写しを両市町の長に送付するものとする。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会にかかる既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

(会長の専決処分)

第4条 会長は、協議会を招集する暇がないと認めるときは、第2条第2項及び前条第1項の規定にかかわらず、当該予算について専決処分をすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、会長は、当該予算に係る予算

書の写しを両市町の長に送付するものとする。

- 3 第1項の規定により専決処分をしたときは、会長は、これを協議会に報告し、承認を求めなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第5条 歳入予算の科目の区分は、別表第1のとおりとする。

- 2 歳出予算の科目の区分は、別表第2のとおりとする。

- 3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の科目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金は、銀行その他の金融機関にこれを預け入れる等、確実な方法で管理しなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を処理する。

(予算の流用及び予備費の充当)

第8条 予算の流用及び予備費の充当は、栃木市の予算の例によるものとする。

- 2 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充当をしたときは、協議会に報告しなければならない。

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後3か月以内に協議会の決算を調製し、規

約第16条第1項の規定に基づき監査に付するものとし、同条第2項に規定する報告を受けた後、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の承認を得たときは、当該決算に係る決算書の写しを両市町の長に送付するものとする。

(収入及び支出の手続)

第10条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、栃木市の例によるものとする。

2 協議会出納員は、予算差引簿その他必要な簿冊等を備え、出納の管理を行うものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年5月6日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

歳入予算の科目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第2 (第5条関係)

歳出予算の科目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業推進費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

栃木市・岩舟町合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、栃木市・岩舟町合併協議会幹事会規程第6条第2項の規定に基づき、栃木市・岩舟町合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、栃木市・岩舟町合併協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という。）の指示又は幹事会の要請により、協議会に提案する事項、その他会長が必要と認める事項について、専門的に調査検討し、協議案又は調整案を作成するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に定めるとおりとし、栃木市及び岩舟町の部課長等の職にある者をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第4条 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、前条に規定する専門部会を組織する者の互選により定める。

3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 専門部会の会議は、部会長が招集する。

2 会議の議長は、部会長がこれに当たる。

3 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同で会議を開催することができる。この場合において、当該会議の議長は、主たる会議事項となる事務を所管する専門部会の部会長が当たるものとする。

(関係職員等の出席)

第6条 部会長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(分科会)

第7条 専門部会は、第2条に規定する所掌事務について、個別具体的に調査検討し、又は調整するため、別に定めるところにより、専門部会に分科会及び作業部会を置くことができる。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会で作成した協議案又は調整案を幹事会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する市町の担当部署が行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年5月6日から施行する。

別表（第3条関係）

総合政策部会
総務・理財部会
生活環境部会
保健福祉部会
産業振興部会
都市建設部会
上下水道部会
教育部会

栃木市・岩舟町合併協議会分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、栃木市・岩舟町合併協議会専門部会規程（以下「規程」という。）第7条の規定に基づき設置する栃木市・岩舟町合併協議会分科会（以下「分科会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、栃木市・岩舟町合併協議会専門部会の部会長（以下「部会長」という。）の指示を受け、規程第2条に規定する所掌事務について、個別具体的に調査検討し、又は調整するものとする。

(組織)

第3条 分科会は、別表に定めるとおりとし、栃木市及び岩舟町の職員のうちから、それぞれ各市町の長が推薦した者をもって組織する。

(分科会長及び副分科会長)

第4条 分科会に分科会長及び副分科会長を置く。

2 分科会長及び副分科会長は、前条に規定する分科会を組織する者の互選により定める。

3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

4 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるとき又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 分科会の会議は、分科会長が招集する。

2 会議の議長は、分科会長がこれに当たる。

3 分科会は、必要に応じて関係する他の分科会と合同で会議を開催することができる。この場合において、当該会議の議長は、主たる会議事項となる事務を所管する分科会の分科会長が当たるものとする。

(関係職員等の出席)

第6条 分科会長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会の調査検討及び調整の経過及び結果について、部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長が属する市町の担当部署が行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

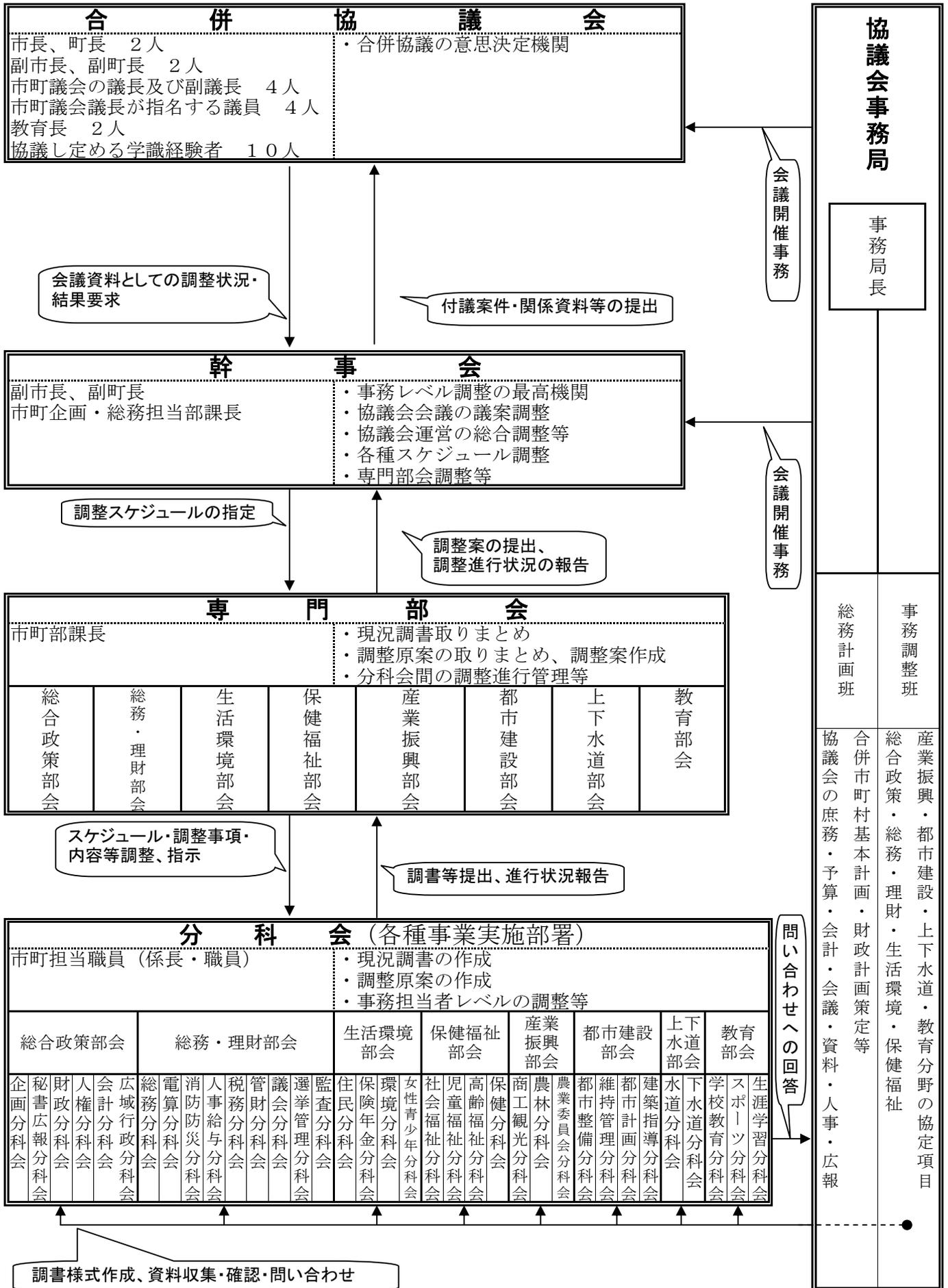
この規程は、平成23年5月6日から施行する。

別表（第3条関係）

専門部会	分科会
総合政策部会	企画分科会
	秘書広報分科会
	財政分科会
	人権分科会
	会計分科会
	広域行政分科会
総務・理財部会	総務分科会
	電算分科会
	消防防災分科会
	人事給与分科会
	税務分科会
	管財分科会
	議会分科会
	選挙管理分科会
	監査分科会
生活環境部会	住民分科会
	保険年金分科会
	環境分科会
	女性青少年分科会
保健福祉部会	社会福祉分科会
	児童福祉分科会
	高齢福祉分科会
	保健分科会
産業振興部会	商工観光分科会
	農林分科会
	農業委員会分科会
都市建設部会	都市整備分科会
	維持管理分科会
	都市計画分科会
	建築指導分科会
上下水道部会	水道分科会
	下水道分科会
教育部会	学校教育分科会
	スポーツ分科会
	生涯学習分科会

参 考

栃木市・岩舟町合併協議会組織図

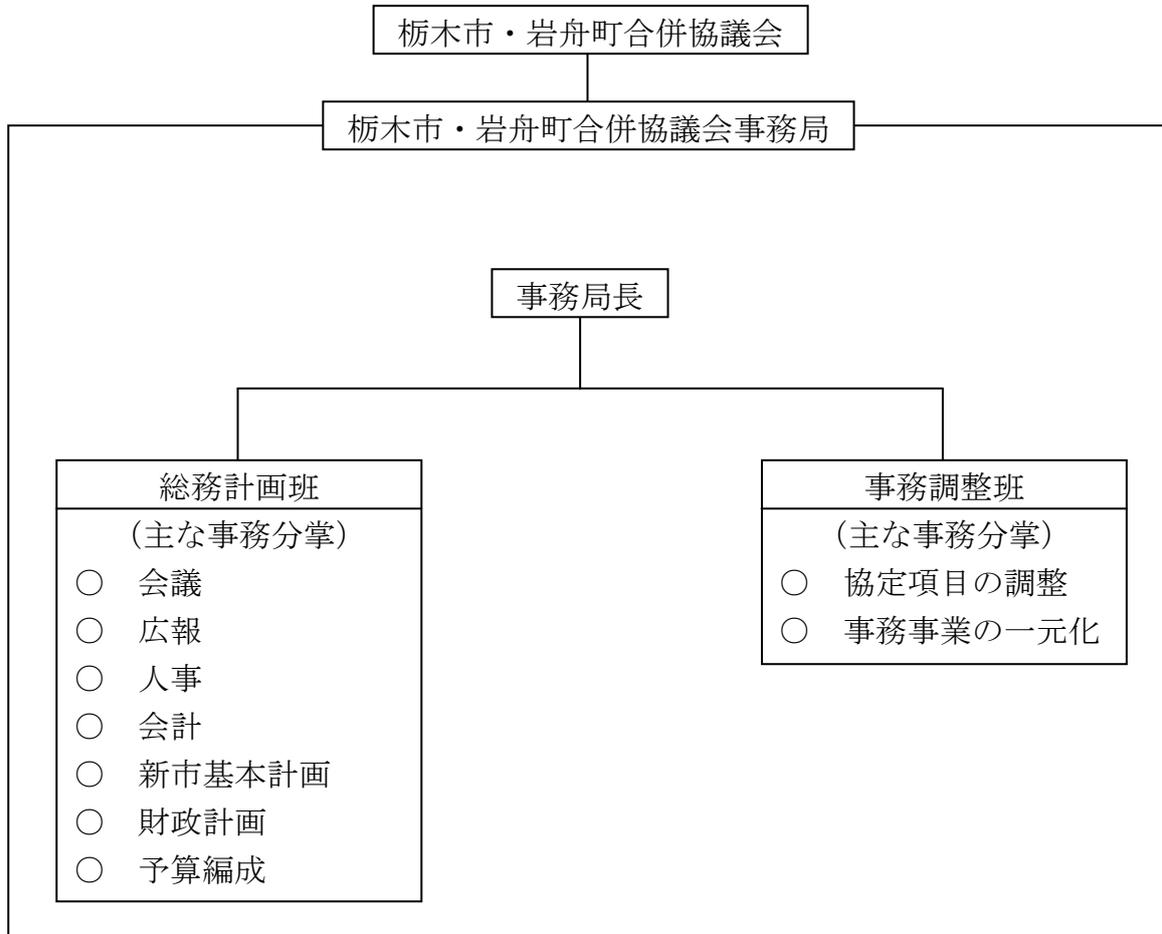


参 考

栃木市・岩舟町合併協議会事務局組織図

職 名		氏 名	派遣元
事務局長		小保方昭洋	栃木市
総務計画班	総務計画チームリーダー	飯島正則	岩舟町
	班員	江面健太郎	栃木市
	班員	深津 勝	岩舟町
	班員	上岡誠志	栃木市
事務調整班	事務事業一元化チームリーダー	鈴木健司	栃木市
	班員	栗原 健	岩舟町

派遣元 栃木市 4名
 岩舟町 3名
 合 計 7名



報告第4号

栃木市・岩舟町合併協議会委員の身分等の取扱いに関する協議
について

栃木市・岩舟町合併協議会委員の身分等の取扱いに関する協議について、
別紙のとおり報告する。

平成23年5月13日

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

栃木市・岩舟町合併協議会委員の身分等の取扱いに関する協議書

栃木市・岩舟町合併協議会（以下「協議会」という。）の委員のうち、地方公共団体の常勤職員以外の委員及び監査委員（以下「当該委員」という。）の身分等の取扱いについては、次のとおりとする。

（身分等）

第1条 当該委員は、協議会からの委嘱をもって、当該委員の属する市町の非常勤の職員に任命されたものとみなす。

（公務災害補償制度の適用）

第2条 当該委員の公務災害及び通勤災害については、当該委員の属する市町の公務災害補償を適用し、かつ、当該市町において対応（公務災害の発生に伴い必要となる認定委員会、災害補償その他公務災害に関する費用負担を含む。）するものとする。

（報酬及び費用弁償）

第3条 当該委員に協議会の関係規程に定める報酬及び費用弁償の支給があったときは、これらを当該委員が非常勤職員の身分を有する市町において定めた当該非常勤職員に支給すべき報酬及び費用弁償とみなす。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、両市町の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成23年5月6日

栃木県栃木市入舟町7番26号

栃木市

市長 鈴木 俊 美

栃木県下都賀郡岩舟町大字静5132番地2

岩舟町

町長 茂 呂 幸 司

議案第 1 号

栃木市・岩舟町合併協議会会議運営規程について

栃木市・岩舟町合併協議会会議運営規程について、別紙のとおり提案する。

平成 23 年 5 月 13 日

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

栃木市・岩舟町合併協議会会議運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、栃木市・岩舟町合併協議会規約（以下「規約」という。）

第10条第3項の規定に基づき、栃木市・岩舟町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の議事その他会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議の運営に際しては、公正かつ公平な協議の推進に努めるものとする。

（会長等の責務）

第3条 会長（以下「議長」という。）は、副会長と連携して、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めるものとする。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、議事が円滑に進行するように協力しなければならない。

（会議の開閉等）

第4条 会議の開会、閉会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

（発言の許可）

第5条 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

（議事の進行）

第6条 議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進めるものとする。

（会議録の調製等）

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録（別記様式第1号）を調製するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者及び欠席者の氏名
- (3) 会議事項（議題及び会議結果）
- (4) 会議の経過（議事の要旨）
- (5) 前各号に定めるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 会議録は、適切に保管するものとする。

4 会議録に署名する委員は2人とし、議長が会議において指名する。

（会議録等の公開）

第8条 会議録及び会議資料は、原則公開とする。

2 前項の公開は、会議録が確定した日以後に行うものとする。

（会議の公開）

第9条 会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

（傍聴人）

第10条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

2 傍聴人は、前条ただし書に規定する会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

3 一般傍聴人の定員は、会場の規模に応じて議長が調整する。

（傍聴の手續）

第11条 会議を傍聴しようとする者は、栃木市・岩舟町合併協議会会議傍聴届（別記様式第2号。以下「傍聴届」という。）に氏名、住所等を記入

し、傍聴証（別記様式第3号）の交付を受けなければならない。

- 2 傍聴証は、会議開始予定時刻の30分前から先着順に交付する。ただし、会議開始予定時刻の30分前までににおける一般傍聴人の傍聴希望者が前条第3項の定員を超えるときは、くじ引きにより一般傍聴人を決するものとする。

（傍聴証の返還）

第12条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、これを協議会事務局に返還しなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒など他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章（報道関係者である旨を表示する腕章を除く。）、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラ、ビデオカメラの類を携帯している者（撮影又は録音することにつき、あらかじめ協議会事務局に届け出た者を除く。）
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に定める者のほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第14条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における委員の発言等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章（報道関係者である旨を表示する腕章を除く。）、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げるなどの示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 携帯電話の電源を切ること。
- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（写真、映画等の撮影及び音声の録音等の制限）

第15条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は音声を録音しようとするときは、傍聴届により、あらかじめ協議会事務局に届け出て、傍聴証の交付を受けなければならない。

（職員の指示）

第16条 傍聴人は、協議会の事務局職員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第17条 議長は、傍聴人がこの規程に定める事項に違反するときはこれを制止し、その命令に従わないときは退場させることができる。

（規律）

第18条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(補則)

第19条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

会 議 録

会議の名称			
開催日時		年 月 日 () 時 分開会・ 時 分閉会	
開催場所			
議長氏名			
出席者及び 欠席者氏名			
事務局氏名			
会議事項	1 議 題		2 会議結果
	会議の経過 (議事の要旨)		
会議資料	別紙のとおり		
その他の事項			
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		記 名 押 印	
年 月 日		委員	印
		委員	印

別紙

(会議の経過)

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項

別記様式第3号（第11条、第15条関係）

（表面）

<h1>傍 聴 証</h1> <h2>第 号</h2> <p>栃木市・岩舟町合併協議会</p> <p>会 長（議 長）</p> <p style="text-align: right;">印</p>

（裏面）

<p>傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 会議における委員の発言等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。(2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。(3) はち巻、腕章（報道関係者である旨を表示する腕章を除く。）、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げるなどの示威的行為をしないこと。(4) 飲食又は喫煙をしないこと。(5) みだりに席を離れないこと。(6) 携帯電話の電源を切ること。(7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。(8) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
--

議案第 2 号

栃木市・岩舟町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する
規程について

栃木市・岩舟町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について、別紙のとおり提案する。

平成 23 年 5 月 13 日

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

栃木市・岩舟町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、栃木市・岩舟町合併協議会規約（以下「規約」という。）

第18条第2項の規定に基づき、栃木市・岩舟町合併協議会（以下「協議会」という。）の会長、副会長及び委員並びに監査委員の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報酬の額）

第2条 規約第7条第1項第2号、第3号及び第5号に該当する委員並びに監査委員が、その職務に従事したときに支給する報酬の額は、日額4,500円とする。

（費用弁償の額）

第3条 協議会の会長、副会長及び委員並びに監査委員が、協議会の職務を行うために、栃木市及び岩舟町以外の区域に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成22年栃木市条例第49号。以下「報酬等条例」という。）の例によるものとする。

（支給方法）

第4条 報酬及び費用弁償の支給方法については、報酬等条例の例によるものとする。

（補則）

第5条 この規程に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

議案第 3 号

平成 23 年度栃木市・岩舟町合併協議会事業計画について

平成 23 年度栃木市・岩舟町合併協議会事業計画について、別紙のとおり
提案する。

平成 23 年 5 月 13 日

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

平成23年度 栃木市・岩舟町合併協議会事業計画（案）

番号	事業項目	事業内容
1	合併協議会の開催	合併協議会は、合併協定項目の協議及び合併市町村基本計画の策定のため、合併協議会を開催する。
2	合併協定項目その他合併に必要な事項についての調整	基本4項目、市町村の合併の特例に関する法律に定める協議事項、その他必要な協議事項を専門的に検討し、調整方針案を作成する。
3	合併市町村基本計画の作成	合併後の市政の円滑な運営と住民福祉の向上を図るため、まちづくりの基本方針、主要施策などについての計画及び財政計画を作成する。
4	事務事業等の一元化	事務事業一元化の調整方針に基づき、条例・規則等の例規立案の調査を行う。 電算システム及びネットワークシステムの調整方針に基づき、システム統合の調査を行う。
5	合併情報の提供	住民への合併情報の提供については、合併協議会だよりを発行するとともに、ホームページを開設する。住民説明会については、必要に応じて開催する。

議案第4号

平成23年度栃木市・岩舟町合併協議会予算について

平成23年度栃木市・岩舟町合併協議会歳入歳出予算について、別紙のとおり提案する。

平成23年5月13日

栃木市・岩舟町合併協議会
会長 鈴木俊美

平成23年度 栃木市・岩舟町合併協議会 歳入歳出予算（案）

歳入

（単位：千円）

款	項	目	節		説明
			区分	金額	
1	負担金			333	
	1	負担金		333	
		1 負担金	1 市町負担金	333	【均等割50%】 栃木市 166,500円 岩舟町 166,500円
2	諸収入			1	
	1	諸収入		1	
		1 諸収入	1 諸収入	1	預金利子等
歳入合計				334	

歳出

款	項	目	節		説明
			区分	金額	
1	運営費			234	
	1	会議費		224	
		1 会議費	1 報酬	180	合併協議会委員報酬
			8 報償費	16	オブザーバー謝礼
			1 1 需用費	28	
			消費品費	20	事務用品
			食糧費	8	会議飲物
	2	事務費		10	
		1 事務費	1 1 需用費	10	
			消費品費	10	事務用品、コピー用紙
3	予備費			100	
	1	予備費		100	
		1 予備費	1 予備費	100	
歳出合計				334	

協議第1号

合併協定項目及び合併協定項目の調整方針について

栃木市・岩舟町合併協議会における合併協定項目及び合併協定項目の調整方針を別紙のとおり定めることについて、承認を求める。

平成23年5月13日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会長 鈴木俊美

平成 年 月 日承認

合併協定項目（案）

項 目		項 目	
1	合併の方式	25	各種事務事業の取扱い
2	合併の期日	1	国内・国際交流事業
3	新市の名称	2	電算システム事業
4	新市の事務所の位置	3	広報広聴関係事業
5	財産及び債務の取扱い	4	人権推進事業
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	5	納税関係事業
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	6	消防防災関係事業
8	地方税の取扱い	7	交通関係事業
9	地域自治制度(地域審議会・地域自治区・合併特例区)の取扱い	8	窓口業務
10	一般職の職員の身分の取扱い	9	保健衛生事業
11	特別職の身分の取扱い	10	障がい者福祉事業
12	条例、規則等の取扱い	11	高齢者福祉事業
13	事務組織及び機構の取扱い	12	児童福祉事業
14	一部事務組合等の取扱い	13	保育事業
15	使用料、手数料等の取扱い	14	生活保護事業
16	公共的団体等の取扱い	15	その他の福祉事業
17	補助金、交付金等の取扱い	16	健康づくり事業
18	町名、字名の取扱い	17	ごみ収集運搬業務事業
19	慣行の取扱い	18	環境対策事業
20	国民健康保険事業の取扱い	19	農林水産関係事業
21	介護保険事業の取扱い	20	商工、観光関係事業
22	消防団の取扱い	21	勤労者、消費者関連事業
23	行政区の取扱い	22	建設関係事業
24	諮問機関の取扱い	23	上・下水道事業
		24	市町立学校の通学区域、学校名
		25	学校教育事業
		26	文化振興事業
		27	社会教育事業
		28	青少年健全育成事業
		29	男女共同参画事業
		30	社会福祉協議会
		31	その他の事業
		26	合併市町村基本計画

合併協定項目の調整方針（案）

1 基本的な方針

栃木市及び岩舟町（以下「両市町」という。）が合併した場合において、両市町が実施している事務事業や制度等の違いにより、住民に混乱や大きな影響を与えることがないように、また、合併効果を発揮した行政サービスを提供できるよう、事務事業や制度等の調整を図ることが必要となる。

事務事業等の調整にあたっては、自治体を取り巻く社会・経済等の環境変化に十分留意し、魅力あるまちづくりの展開と住民福祉の向上を図ることができるよう努めるものとする。

2 基本原則

合併協定項目の調整は、次に掲げる基本原則を踏まえ行うものとする。

（1）一体性確保の原則

新市に移行する際、住民票などの各種証明書の発行や各種申請の手続き、保健・福祉サービスや各種施設の利用など、住民生活に直接関わる事務事業については、支障が生じないように、速やかな一体性の確保に努め調整するものとする。

（2）住民福祉向上の原則

現在、両市町で行っている各種住民福祉サービスについて、そのサービスの水準に差異のあるものについては、その水準を低下させることなく住民福祉の向上が図られることを原則に調整するものとする。

（3）負担公平の原則

地方税や各種使用料・手数料など住民が直接負担するものについては、その税率や料金設定について、住民に不公平感を与えないよう十分配慮し調整するものとする。

（4）健全な財政運営の原則

新市において、多様化・高度化する行政需要に的確に応えるため、地方分権社会に対応できる健全な財政運営が図られるように調整するものとする。

（5）行政改革推進の原則

最小の経費で最大の効果をあげることを基本に行政改革を推進し、今後、両市町が行う事業はどうあるべきかという視点に立って、事務事業の見直しに努めるものとする。

（6）適正規模準拠の原則

両市町が合併することによる人口、面積等の規模の拡大に伴い、新市の運営においても、その規模に見合った適正な事務事業を進める必要があり、類似団体の状況も考慮し調整するものとする。

(7) 地域特性尊重の原則

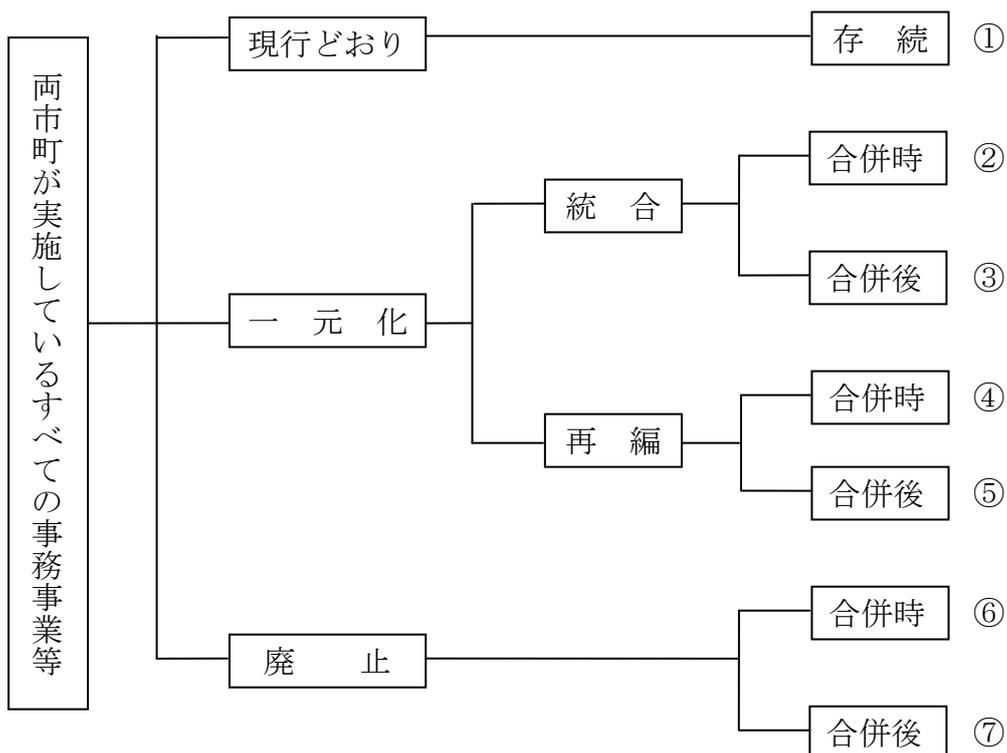
両市町が実施してきた事業のうち、それぞれの地域性やこれまでの経緯の中で行われてきた事業等については、それぞれの地域の特性を活かしたまちづくりの実現に向け、地域特性の尊重に努めるものとする。

3 調整方針の基本的区分

事務事業の調整方針は、概ね次の分類のいずれかによることとする。

- ① 栃木市及び岩舟町同一のため、現行のまま新市に引き継ぐ。
- ② 栃木市及び岩舟町のどれかに統合し、合併時までに調整する。
- ③ 栃木市及び岩舟町のどれかに統合し、新市に移行後、速やかに調整する。
- ④ 栃木市及び岩舟町のどれかを基本に再編し、合併時までに調整する。
- ⑤ 栃木市及び岩舟町のどれかを基本に再編し、新市に移行後、速やかに調整する。
- ⑥ 廃止の方向で、合併時までに調整する。
- ⑦ 廃止の方向で、新市に移行後、速やかに調整する。

(調整方針)



4 合併協定項目等の設定基準

(1) 合併協定項目（Aランク）＝合併協議会で協議し、確認すべきもの

①合併の基本4項目

②市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）等に定める協議事項

③特に住民生活に関わりの深い事項

④両市町の地域の実情、特性などから協議が必要な事項

⑤各種事務事業のうち、一元化するための調整が特に困難な事項

⑥合併市町村基本計画

(2) 合併協定項目以外（Bランク）＝専門部会、正副会長会・幹事会で協議し、合併協議会に報告するもの（住民への直接的な影響は少ないが、内容や運用が異なり、専門部会で調整することが困難なもの）

(3) 合併協定項目以外（Cランク）＝専門部会で協議し、正副会長会・幹事会、合併協議会に報告するもの（住民への直接的な影響が少なく、かつ、内容や運用も差異がない事務事業で、専門部会で調整が可能なもの）

(4) 具体的な合併協定項目は、別に定めることとし、項目の削除又は追加等については、必要に応じて行うこととする。